明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（七八）　三

〔政　令〕
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（三五四）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（三五五）　五
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令（三五六）　六
○旧外地特別会計の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出の決算上の剰余金の処理等に関する政令（三五七）　七

〔省　令〕
○司法試験法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四七）　七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（**文部科学**三四）　七
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**同**三五）　七

〔告　示〕
○保険業法第二百九条の規定による届出に関する件（**金融庁**七三）　七
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**四九八）　七
○除籍の一部が滅失した件（**同**四九、五〇〇）　七
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**五〇一）　八
○ハルツーム州郊外保健サービス改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三三八）　八
○食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三三九）　八
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（**厚生労働**四一六）　八
○地すべり防止区域を指定する件（**農林水産**二一八八）　九
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇三一）　九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一〇三二）　九
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**七〇）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　総務省　公害等調整委員会　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局）　一〇
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一
特殊法人等
地震保険基準料率算定関係　二九
会社その他
有権者申出方、国営土地改良事業計画（宇遠別川・今金北・十三湖・津軽北部二期・会津南部）、建設業の許可の取消処分関係　三一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。